

議第 53 号

## 財産の譲与について

次のとおり財産を譲与する。

### 1. 譲与する財産

下呂市馬瀬北部研修センターの建物及び土地  
(詳細は別紙のとおり)

### 2. 譲与する相手方

下呂市馬瀬数河 1324 番地 1  
数河区(認可地縁団体) 代表者 石 神 伝

### 3. 譲与する理由

下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するもの。

### 4. 譲与する日

令和 2 年 4 月 1 日

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。

## 別紙

## 【建物】

所在地	建物名称	構造	延べ床面積
下呂市馬瀬数河1324番地1	下呂市馬瀬北部研修センター	鉄筋コンクリート 造2階建て	414.00㎡

## 【土地】

所在地番	登記地目	登記地積
下呂市馬瀬数河字神原 1324 番 1	宅地	710.80㎡